
















静岡県公報





■ 告示

-  **静岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正** (地域振興課)
静岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する。
-  **鳥獣捕獲等事業の認定** (自然保護課)
鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行った。
-  **デジタル・クリエイティブ拠点開設事業費補助金交付要綱の制定** (企業立地推進課)
デジタル・クリエイティブ拠点開設事業費補助金交付要綱を制定した。
-  **農用地利用集積等促進計画の認可について** (農業ビジネス課)
農用地利用集積等促進計画を認可した。
-  **地域登録検査機関の登録事項の変更** (農産振興課)
農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更を行った。
-  **地域登録検査機関の登録事項の変更** (農産振興課)
農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更を行った。
-  **保安林の指定** (森林保全課)
下田市内の一部の森林を保安林に指定した。
-  **保安林の指定** (森林保全課)
賀茂郡河津町内の一部の森林を保安林に指定した。
-  **保安林の指定** (森林保全課)
静岡市内の一部の森林を保安林に指定した。
-  **漁船保険付保義務の発生** (水産資源課)
漁船保険付保義務の発生について公示する。(南伊豆加入区)
-  **漁船保険付保義務の発生** (水産資源課)
漁船保険付保義務の発生について公示する。(安良里加入区)
-  **道路の供用の開始** (道路保全課)
一般国道135号の一部の区間について、道路の供用を開始する。
-  **道路の占用制限区域の指定** (道路保全課)
道路法第37条第1項に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する。













■ 監査委告示

-  **監査結果の報告(定期監査)** (監査課)
監査の結果に関する報告を公表する。

■ 公告

-  **一般競争入札** (電子県庁課)
令和8～13年度閉域モバイル回線提供役務について、一般競争入札を行う。
-  **一般競争入札** (文化財課)

静岡県埋蔵文化財センター海東遺跡発掘調査支援業務委託(掘削・遺跡測量等)について、一般競争入札を行う。

-  一般競争入札 (商工振興課)
浜松工業技術支援センターの冷熱衝撃試験機の購入について、一般競争入札を行う。
-  大規模小売店舗立地法第6条第2項届出(フードマーケットマム柿田川店) (地域産業課)
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出があったので公告する。
-  大規模小売店舗立地法第6条第1項届出(御殿場プレミアム・アウトレット) (地域産業課)
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出があったので公告する。
-  一般競争入札 (農業戦略課)
令和8年度森の力再生事業モニタリング調査業務委託について、一般競争入札を行う。
-  土地改良区役員の就退任等の届出 (農地整備課)
富士山南麓土地改良区の退任及び就任した役員を公告する。
-  保安林の指定施業要件変更の予定に係る所在不分明通知の掲示 (森林保全課)
保安林の指定施業要件変更の予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるため、通知の内容を公告する。
-  一般競争入札 (教育DX推進課)
令和8年度資産管理ソフトウェアライセンス更新について、一般競争入札を行う。
-  一般競争入札 (警察会計課)
SP-WAN端末賃貸借について、一般競争入札を行う。
-  一般競争入札 (警察会計課)
女性警察官用夏服上衣(長袖)ほかの単価契約について、一般競争入札を行う
-  一般競争入札 (警察会計課)
女性警察官用冬服上衣ほかの単価契約について、一般競争入札を行う。
-  **教育委公告**
-  一般競争入札 (教育施設課)
静岡市葵区駿河区県立学校における建築基準法第12条に基づく定期点検業務委託について、一般競争入札を行う。

静岡県告示第455号

静岡県地域総合整備資金貸付要綱（平成4年静岡県告示第861号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>(貸付額)</p> <p>第5条 地域総合整備資金の貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付対象事業1件当たりの貸付額は、100万円以上とし、<u>80億円</u>を限度とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）の規定に基づき申請をし、及び認定を受けた地域再生計画に係る地域をいい、次項及び第6項に該当するものを除く。）において実施される貸付対象事業に係る第1項の規定の適用については、同項中「<u>80億円</u>」とあるのは、「<u>100億円</u>」とする。</p> <p>5 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその近隣市町において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「<u>80億円</u>」とあるのは「<u>120億円</u>」と、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。</p> <p>6 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携</p>	<p>(貸付額)</p> <p>第5条 地域総合整備資金の貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付対象事業1件当たりの貸付額は、100万円以上とし、<u>100億円</u>を限度とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 地域再生計画認定地域（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）の規定に基づき申請をし、及び認定を受けた地域再生計画に係る地域をいい、次項及び第6項に該当するものを除く。）において実施される貸付対象事業に係る第1項の規定の適用については、同項中「<u>100億円</u>」とあるのは、「<u>125億円</u>」とする。</p> <p>5 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその近隣市町において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「<u>100億円</u>」とあるのは「<u>150億円</u>」と、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。</p> <p>6 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携</p>

市町において、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「80億円」とあるのは「120億円」と、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

7 地域脱炭素化促進事業、支援対象事業活動及び地域脱炭素推進交付金の対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「80億円」とあるのは「120億円」と、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

8 (略)
(貸付対象期間)

第7条 貸付対象期間は、4年以内とする。
(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は、20年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

附 則

2 令和13年3月31日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業（第5条第5項及び第6項に該当するものを除く。）に係る第5条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項

市町において、当該協約又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「100億円」とあるのは「150億円」と、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

7 地域脱炭素化促進事業、支援対象事業活動及び地域脱炭素推進交付金の対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「100億円」とあるのは「150億円」と、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

8 (略)
(貸付対象期間)

第7条 貸付対象期間は、5年以内とする。
(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は、貸付対象事業に係る施設及び設備の耐用年数を超えない範囲で、20年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。ただし、民間金融機関等からの借入金の償還期間との関係において、知事が貸付金の償還期間を20年超とすることを求める場合であって、かつ、財団の総合的な調査及び検討において貸付対象事業の事業採算性が特に認められる等合理的な理由がある場合に限り、30年（5年以内の据置期間を含む。）以内まで償還期間を延長できるものとする。

附 則

2 令和13年3月31日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業（第5条第5項及び第6項に該当するものを除く。）に係る第5条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項

中「80億円」とあるのは「96億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項中「100億円」とあるのは「120億円」とする。

- 3 令和15年3月31日までの間は、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域（第5条第5項及び第6項に該当するものを除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「80億円」とあるのは「96億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項中「100億円」とあるのは「120億円」とする。

中「100億円」とあるのは「120億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項中「125億円」とあるのは「150億円」とする。

- 3 令和15年3月31日までの間は、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域（第5条第5項及び第6項に該当するものを除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「100億円」とあるのは「120億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項中「125億円」とあるのは「150億円」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

静岡県告示第456号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、次の鳥獣捕獲等事業について変更の認定をしたので、同条第2項の規定に基づき準用する同法第18条の5第2項の規定に基づき、当該認定を受けた鳥獣捕獲等事業者を告示する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

名称	住所	代表者の氏名
特定非営利活動法人 天城の森フォレストーズ倶楽部	静岡県伊東市池895番地の106	菊田 美奈子

静岡県告示第457号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、デジタル・クリエイティブ拠点開設事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

デジタル・クリエイティブ拠点開設事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、デジタル・クリエイティブ企業の集積及び雇用機会の創出による地域経済の活性化を図るため、新たに県内に進出し、デジタル・クリエイティブ拠点開設事業を行う企業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「デジタル・クリエイティブ拠点開設事業」とは、企業が、県内に初めて進出し、デジタル・クリエイティブに係る事業を行う拠点を開設する事業であって、別に行う審査を経て知事が認めたものをいう。
- (2) この要綱において「デジタル・クリエイティブ」とは、次に掲げる業種のうちデジタル技術を活用するものをいう。
 - ア 統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）の大分類に掲げる分類符号Gの情報通信業
 - イ 日本標準産業分類の大分類に掲げる分類符号Lの学术研究、専門・技術サービス業のうち、細分類に掲げる分類符号7261デザイン業
 - ウ 上記に掲げるもののほか、地域経済の活性化に資するものと知事が特に認める産業
- (3) この要綱において「拠点」とは、継続的に3年以上デジタル・クリエイティブに係る事業を行う計画を有し、常勤の役員等又は常勤被雇用者が5人以上常駐する事業所（但し、シェアオフィス及びコワーキングスペースを除く。）をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
事業を開始する日の2ヶ月前又は事業を開始する日の属する年度の4月1日のいずれか遅い日まで。

ただし、知事が別に日を指定したときは、その日までとする。

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（事業量の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の10パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第4号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第5号）
 - イ 事業実績書（様式第2号）
 - ウ 収支決算書（様式第3号）
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
事業完了の日から起算して40日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して40日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象		補助率（額）	1 拠点当たり り限度額	補助対象期 間
区分	経費			
賃借料	事業所の建物の賃借料	左に掲げる経費の1月当たりの額に2分の1を乗じて得た額と300万円に12分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を基準額とし、当該基準額に当該年度における補助対象月数を乗じて得た額（補助対象月数が1月に満たないとき、又は補助対象月数に1月に満たない端数があるときは、日割りにより計算した額）以内とする。補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	300万円	業務を開始した日から起算して1年間
通信回線 使用料	インターネットの利用料	左に掲げる経費の1月当たりの額に2分の1を乗じて得た額と60万円に12分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を基準額とし、当該基準額に当該年度における補助対象月数を乗じて得た額（補助対象月数が1月に満たないとき、又は補助対象月数に1月に満たない端数があるときは、日割りにより計算した額）以内とする。補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	60万円	業務を開始した日から起算して1年間
改修費	事業所の建物を賃借する場合における当該建物の改修に要する経費（当該経費が100万円以上	左に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額以内とする。補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	150万円	事業を開始する日から業務を開始する日の前日まで

	の場合に限る。)			
新規雇用費	常勤の役員等 又は常勤被雇用 者の新規雇用に 要する経費	1人当たり120万円とする。	360万円	事業を開始 した日から 起算して3 年間

備考 改修費については、当該補助金の交付の対象となる事業所において、過去に当該事業所の改修費に係る補助金の交付を受けていない場合に限り、補助の対象とする。

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

デジタル・クリエイティブ拠点開設事業費補助金交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

年度においてデジタル・クリエイティブ拠点開設事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額

金額 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)

円 - 円 = 円

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人 (カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

事業所における 業務内容	
配置人数	計 人 ※当該事業所に配置する人数について記載すること。
常勤の役員等	人
常勤被雇用者	人 (うち正規雇用者数 人)
その他	人

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の内容を上段に括弧書きし、変更後の内容を下段に記載すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画変更承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたデジタル・クリエイティブ拠点開設事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実績報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたデジタル・クリエイティブ拠点開設事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けたデジタル・クリエイティブ拠点開設事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏

名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた
助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

事業の補

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

静岡県告示第458号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定に基づき公告する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
株式会社エース	浜松市	伊豆市大平字上大塚497番ほか10筆
関野 尚男	伊豆市	伊豆市冷川字横手418番1ほか3筆
金原 正典	伊東市	伊東市岡字壺之洞1222番13ほか1筆
渡邊 一正	駿東郡小山町	駿東郡小山町菅沼字中丸沢1737番3ほか1筆
渡辺 計治	駿東郡小山町	駿東郡小山町阿多野字池田482番ほか2筆
山口 恒幸	駿東郡小山町	駿東郡小山町上野字下ノ前1948番1ほか4筆
山口 龍司	駿東郡小山町	駿東郡小山町上野字御園1920番1
池谷 康之	駿東郡小山町	駿東郡小山町上野字二沼1736番1ほか6筆
遠藤 晋	三島市	裾野市麦塚字向田201番1ほか4筆
橋ヶ谷 緑	静岡市	静岡市駿河区小坂字芹田566番1
栗下 稔	榛原郡川根本町	榛原郡川根本町地名字原235番1ほか1筆
静岡オーガニック抹茶株式会社	榛原郡川根本町	榛原郡川根本町地名字原山1782番10ほか1筆
株式会社エナジーファーム	榛原郡川根本町	榛原郡川根本町上岸字中平342番ほか1筆
青木 重徳	藤枝市	島田市尾川字尾川山835番245ほか22筆
澤本 吉廣	島田市	島田市湯日字下原2624番9
小澤 優馬	島田市	島田市大柳南596番ほか5筆
永田 広之	島田市	島田市井口1281番1
井村 浩幸	島田市	島田市菊川字上原322番6
兵庫 庄司	島田市	島田市岸字馬坂1830番1ほか1筆
大塚 壹	島田市	島田市阪本字上初倉4855番3の一部
杉本 茂雄	島田市	島田市阪本字東河原5032番
杉山 始	島田市	島田市志戸呂字杉沢原1268番1ほか3筆
出雲 秀明	島田市	島田市東町299番
岩堀 利信	島田市	島田市湯日字下原3059番15
福田 幸浩	島田市	島田市湯日字上原5024番
土屋 聡	島田市	島田市金谷富士見町3428番10
原田 竹志	島田市	島田市湯日字下京2590番68

増富 努	島田市	島田市湯日字宮ノ下790番の一部ほか1筆
村上 明広	島田市	島田市湯日字弥陀沢766番9
松本 良一	島田市	島田市湯日字ホウロク沢737番11
青島 信介	藤枝市	島田市東光寺字東光寺山東尾932番21
渡瀬 豊	島田市	島田市神座字明治新田2227番1の一部
浅野 眞一	牧之原市	牧之原市大江字柄沢原2741番1ほか4筆
石川 陽斗	牧之原市	牧之原市勝俣字堤ヶ谷2726番29ほか1筆
植田 祐輔	牧之原市	牧之原市勝俣字中通753番1ほか7筆
太田 佳晴	牧之原市	牧之原市勝俣字梨子ヶ谷2836番94
勝間田開拓茶農業協同組合	牧之原市	牧之原市布引原字八の耕地818番ほか12筆
加藤 高行	牧之原市	牧之原市勝田字奥原2670番
杉山 泰行	牧之原市	牧之原市細江字浜55番60ほか1筆
中島 伸二	牧之原市	牧之原市仁田字宮ノ谷原697番ほか1筆
中西 克徳	牧之原市	牧之原市白井字濁沢2138番2ほか6筆
中山 貴雄	牧之原市	牧之原市細江字整理6080番1
縄巻 和志	牧之原市	牧之原市勝田字土器谷1549番6ほか1筆
マルサダ製茶株式会社	牧之原市	牧之原市白井字上原1512番ほか21筆
本杉 丈平	牧之原市	牧之原市東萩間字森下154番2ほか4筆
山本 義澄	牧之原市	牧之原市東萩間字中原2612番ほか2筆
有限会社イリヤマタ名波製茶	牧之原市	牧之原市鬼女新田字久保105番ほか6筆
横山 嗣人	牧之原市	牧之原市布引原字十の耕地1046番
池ヶ谷 祐太	牧之原市	牧之原市坂口字ハスヌマ2176番2ほか1筆
大関 洋昭	牧之原市	牧之原市坂口字シヲ田2825番ほか5筆
横山 康英	牧之原市	牧之原市大寄字部ヶ谷655番3ほか4筆
岩堀 剛	榛原郡吉田町	榛原郡吉田町神戸字谷川東1821番1
村田 幸介	牧之原市	榛原郡吉田町神戸字中原3692番109
高橋 直志	榛原郡吉田町	榛原郡吉田町片岡字宮ノ前2382番1ほか6筆
仲田 剛	榛原郡吉田町	榛原郡吉田町片岡字方免3250番1ほか1筆
久保田 博	榛原郡吉田町	榛原郡吉田町片岡字中ノ坪3118番1ほか3筆
早馬 保男	周智郡森町	周智郡森町大鳥居字久保田364番1ほか4筆
土屋 晶義	湖西市	湖西市新所字沢ノ上4894番4の一部
望月 勝彦	浜松市	湖西市入出字地面1686番2
鴻巣 博志	浜松市	湖西市入出字地面1639番1の一部
株式会社春野コーポレーション	浜松市	湖西市新居町浜名字大倉戸4797番
有限会社コスモグリーン庭好	浜松市	湖西市古見字加加山376番1ほか8筆

鈴木 真聡	湖西市	湖西市古見字大沢632番 2
株式会社アイファーム	浜松市	湖西市白須賀字宿北5410番ほか29筆
土屋 みのり	湖西市	湖西市新所字西大谷6444番の一部

静岡県告示第459号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第9項の規定に基づき公示する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

登録番号	7	登録年月日	平成15年8月11日					
登録検査機関の名称	ハイナン農業協同組合							
代表者氏名	代表理事組合長 八木 達良							
主たる事務所の所在地	静岡県牧之原市静波73番地5							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員				成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名		農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
静岡県	小栗 太一		玄米	K222026002				
備 考	農産物検査員の新規登録							

静岡県告示第460号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第9項の規定に基づき公示する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

登録番号	6	登録年月日	平成15年8月5日					
登録検査機関の名称	大井川農業協同組合							
代表者氏名	代表理事組合長 杉山 芳浩							
主たる事務所の所在地	静岡県藤枝市緑の丘1番地の1							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば							
検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名		農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
静岡県	八木 聡		もみ、玄米、小麦、大麦	K222026003				
	杉本 悠太郎		もみ、玄米、小麦、大麦	K222026004				
	増田 菜々子		もみ、玄米、小麦、大麦	K222026005				
	京谷 百夏		もみ、玄米、小麦、大麦	K222026006				
	佐々木 優人		もみ、玄米、小麦、大麦	K222026007				
備考	農産物検査員の新規登録							

静岡県告示第461号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

1 保安林の所在場所

下田市三丁目1160・1161の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、賀茂農林事務所及び下田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

静岡県告示第462号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

1 保安林の所在場所

賀茂郡河津町川津筏場字谷戸3の1・3の4合併地

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷戸3の1・3の4合併地（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、賀茂農林事務所及び河津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

静岡県告示第463号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

1 保安林の所在場所

静岡市清水区和田島字宮尾コツト1241の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮尾コツト1241の4（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

静岡県告示第464号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

なお、同項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和8年7月6日から発生する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

加入区の名称

南伊豆加入区

静岡県告示第465号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

なお、同項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和8年7月6日から発生する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

加入区の名称

安良里加入区

静岡県告示第466号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和8年7月3日から2週間熱海土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
135号	伊東市富戸字栗ノ木平1096番の15から 伊東市富戸字栗ノ木平1098番の7まで	令和8年7月3日

静岡県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和8年7月3日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	135号	伊東市富戸字栗ノ木平1096番の15から 伊東市富戸字栗ノ木平1098番の7まで	熱海土木事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年7月3日

静岡県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年7月3日

静岡県監査委員 山下和俊
静岡県監査委員 松本早巳
静岡県監査委員 増田享大
静岡県監査委員 河原崎聖

第1 監査の概要

令和8年6月9日に実施した出先機関に係る監査である。

出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

第2 定期監査の結果

- 1 監査結果がある機関 該当なし
- 2 監査結果がない機関

【出先機関】

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 三方原学園 | (監査実施日 令和8年6月9日) |
| (2) 静西教育事務所 | (監査実施日 令和8年6月9日) |
| (3) 清水南高等学校 | (監査実施日 令和8年6月9日) |
| (4) 掛川東高等学校 | (監査実施日 令和8年6月9日) |
| (5) 池新田高等学校 | (監査実施日 令和8年6月9日) |
| (6) 浜松江之島高等学校 | (監査実施日 令和8年6月9日) |
| (7) 清水南高等学校中等部 | (監査実施日 令和8年6月9日) |
| (8) 天竜警察署 | (監査実施日 令和8年6月9日) |

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

1 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県企画部電子県庁課 技術管理班

電話番号 054-221-2085

2 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

電県第42号

(2) 業務名

閉域モバイル回線7,250回線の提供役務

(3) 業務場所

静岡県庁（静岡市葵区追手町9番6号）

(4) 業務概要

仕様書記載のとおり

(5) 業務期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日まで

3 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「通信用機械器具」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、情報システム開発等の業務の委託に係る入札参加停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和8年7月3日（金）から令和8年7月16日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前10時から正午及び午後1時から午後4時まで

(2) 配布場所

上記1に同じ

(3) 配布方法

機密保持誓約書を提出した者に対して、無料で直接配布する。

5 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により申請書等を持参によって提出すること。

(1) 提出期間

令和8年7月3日（金）から令和8年7月16日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時まで

(2) 提出書類

申請書及び入札説明書で示した書類

(3) 提出場所

上記1に同じ

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年7月24日（金）午後2時00分

(2) 入札の場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館16階 OA研修室

(3) 入札書の受領期限

持参の場合 開札の日時まで

郵送、電送による入札は認めない

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若し

くは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札に関する条件等に違反した者が行った入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

7 労働関係法令等遵守の誓約書の作成

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。

(1) 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）

(2) 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）の写し

8 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県企画部電子県庁課（電話番号054-221-2085）とする。

(3) 現場説明会は行わない。

(4) 詳細は入札説明書による。

下記の業務委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 担当部局

〒421-3203 静岡県静岡市清水区蒲原5300-5

静岡県埋蔵文化財センター総務課

電話番号 054-385-5500

Email maibun_somu@pref.shizuoka.lg.jp

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第2号

(2) 業務名

令和8年度海東遺跡発掘調査支援業務委託（掘削・遺跡測量等）

(3) 業務場所

浜松市中央区参野町地内

(4) 業務概要

遺跡の現地発掘調査のうち、遺跡発掘調査支援業務（掘削・遺跡測量等）を行う。

(5) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日（金）まで

(6) 入札方法

総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 次のうち、いずれかの競争入札参加資格を有すること。

ア 静岡県建設工事に係る競争入札参加資格における「土木一式工事」の業種

イ 静岡県建設関連業務委託に係る競争入札参加資格における「測量」の業種

ウ 静岡県一般業務委託に係る競争入札参加資格における「調査」の営業種目

(3) 静岡県内に本社、支社、支店又は営業所等の活動拠点を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能で

あること。

- (4) 平成28年4月1日以降（完了したもの）に、国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体の設立する発掘調査機関が発注した発掘調査業務若しくは発掘調査支援業務（掘削及び遺構・土層等の図化）を受託した実績を有すること。
- (5) 1級又は2級土木施工管理技士を業務代理人として現場に常駐させることができること。
- (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は大学院において、考古学又は歴史学を専攻して卒業若しくは修了し、かつ、平成28年4月1日以降（完了したもの）に、国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体の設立する発掘調査機関が発注した発掘調査業務若しくは発掘調査支援業務（掘削及び遺構・土層等の図化）における主任技術者を担当した実績を有する者を主任技術者（掘削等作業）として配置することができること。
- (7) 測量士又は測量士補の資格を有し、かつ、平成28年4月1日以降（完了したもの）に、国、地方公共団体、独立行政法人又は地方公共団体の設立する発掘調査機関が発注した発掘調査業務若しくは発掘調査支援業務（掘削及び遺構・土層等の図化）における主任技術者を担当した実績を有する者を主任技術者（遺跡測量等作業）として配置することができること。
- (8) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱による入札参加停止期間中又は物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (10) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和8年7月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午

まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配布方法

無料で配布する。配布を希望する者はその旨を記載した電子メールを上記2のメールアドレスに送信すること。送信アドレス宛てに入札説明書等の電子データを送付する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を令和8年7月13日(月)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に上記2へ提出し、上記4の資格を有することの確認を受けなければならない。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年7月21日(火)午前10時00分

(2) 入札の場所

〒421-3203 静岡県静岡市清水区蒲原5300-5
静岡県埋蔵文化財センター セミナールーム

(3) 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札に関する条件等に違反した者が行った入札は無効とする。

(6) 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づく調査基準価格の設定

有

(7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、当該入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、落札候補者とし、低入札価格調査実施後、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 現場説明会は行わない。

(2) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、静岡県埋蔵文化財センター総務課(電話番号 054-385-5500)とする。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

(6) 契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとするときは、すべての下請負者から労働関係法令を

遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

下記の物品について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

1 調達内容

- | | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 入札番号 | 第11号 |
| (2) 購入物品及び数量 | 冷熱衝撃試験機 |
| (3) 購入物品の特質等 | 仕様書による。 |
| (4) 納入期限 | 令和9年1月29日（金） |
| (5) 納入場所 | 静岡県浜松市浜名区新都田一丁目3番3号
静岡県工業技術研究所浜松工業技術支援センター
実験棟2階 サイジング試験室 |
| (6) 入札方法 | 総価による。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。 |

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「計測測定機械器具」又は「理化学機械器具」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 別に定める仕様書に規定する性能を有する当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに掲げる事項を証明する書類を令和8年7月10日(金)午後4時までに入札説明書の交付場所に提出しなければならない。

- (1) 納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。
- (2) 別に定める仕様書に規定する性能を有する当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (3) 物品の納入後、修理、点検その他アフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるよう、メンテナンス体制が整備されていること。
- (4) 静岡県の物品購入等に係る競争入札参加資格を有すること。

4 入札説明書の交付場所及び担当部局等

- (1) 交付場所及び担当部局

〒431-2103 静岡県浜松市浜名区新都田一丁目3番3号

静岡県工業技術研究所浜松工業技術支援センター 総務担当

電話番号 053-428-4151

- (2) 交付期間

令和8年7月3日(金)から令和8年7月10日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

- (3) 交付方法

上記(1)に掲げる機関で無償にて配布する。

5 入札手続等

- (1) 入札執行日時

令和8年7月24日(金) 午前10時00分

- (2) 入札執行場所

静岡県浜松市浜名区新都田一丁目3番3号

静岡県工業技術研究所浜松工業技術支援センター開放棟1階視聴覚室

- (3) 郵送又は電送による入札は認めない。

- (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札に関する条件等に違反した者が行った入札及び入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

- (7) 契約書作成の要否
要

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 詳細は入札説明書による。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フードマーケットマム柿田川店 駿東郡清水町柿田170-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社タカラ・エムシー 静岡市駿河区小鹿三丁目1-58 代表取締役 上野拓

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

項目	変更前	変更後
開店時刻及び閉店時刻	9:00~21:00	7:00~21:00

4 変更年月日

令和8年7月1日

5 届出年月日

令和8年6月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

御殿場プレミアム・アウトレット 御殿場市深沢込ノ原1312-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱地所・サイモン株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9-7 代表取締役 太田清

3 変更した事項

(i) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 小売業者の入店

小売業者名	代表者の氏名	住所	入店年月日
株式会社ACRO	代表取締役 宮崎稔章	東京都品川区西五反田二丁目27-4	令和7年9月21日
ほか29者（縦覧による）			

イ 小売業者の退店

小売業者名	代表者の氏名	住所	退店年月日
株式会社ダイドーフォワード	代表取締役 成瀬功一郎	東京都千代田区外神田三丁目1-16	令和7年7月31日
ほか28者（縦覧による）			

ウ 小売業者の住所

小売業者名	変更前	変更後	変更年月日
Acne Aoyama株式会社	東京都港区南青山五丁目3-20	東京都港区南青山三丁目3-3	令和8年2月17日
ほか9者（縦覧による）			

エ 小売業者の代表者氏名

小売業者名	変更前	変更後	変更年月日
株式会社バレンシアガジャパン	代表取締役 川端柳太朗	代表取締役 ジャンフランコ・ジャンジェリ	令和7年11月5日
ほか27者（縦覧による）			

オ 小売業者の氏名又は名称

小売業者名	変更前	変更後	変更年月日
-------	-----	-----	-------

ケンゾー・パリ・ジャパン株式会社	ケンゾーパリジャパン株式会社	ケンゾー・パリ・ジャパン株式会社	令和7年7月4日
ほか2者（縦覧による）			

- 4 変更年月日
上記のとおり
- 5 届出年月日
令和8年6月22日

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

1 入札執行者

静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター長 浅見 一浩

2 担当部局

〒434-0016 静岡県浜松市浜名区根堅2542の8

静岡県農林技術研究所総務課林業分室

電話番号 053-583-3121

3 入札に付する事項

- (1) 入札番号 第0809号
- (2) 業務名 令和8年度森の力再生事業モニタリング調査業務委託
- (3) 業務概要 森の力再生事業地において林分概況、立木、植生、下層木調査及び食害調査を実施し、事業地の林分動態や生物多様性を経年的にモニタリングする業務
- (4) 業務場所 森の力再生事業地
(静岡県内9箇所：伊豆流域3箇所、富士流域1箇所、静岡流域2箇所、天竜流域3箇所)
- (5) 業務期間 契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8・9年度静岡県建設関連業務に係る入札参加資格認定業種が「土木関係建設コンサルタント」として登録がある者
- (3) 静岡県に本社又は営業所のいずれかを有する者
- (4) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴

力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和8年7月3日（金）から令和8年7月9日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配布方法

原則として(1)の期間において、電子メールにより交付する。

（窓口での直接交付を希望する者に対しては、上記2の担当部局にて無償にて交付を行う。）

交付を希望する者は、次の内容の電子メールを静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターアドレス (FFPRI@pref. shizuoka. lg. jp 〈エフエフピーアールアイ アットマーク ピーアールイーエフ ドット エスエイチアールエフ オウケイエイ ドット エルジー ドット ジェット 〉) に送信し、かつ上記2の担当部局まで電話連絡を行うこと。

送信された電子メールに返信することにより、交付申請者に入札説明書等を交付する。

ア 電子メールの標題に、「入札番号第0809号に係る入札説明書交付希望」と記載する。

イ 電子メールの本文に、次の内容を記載する。

(ア) 入札件名「令和8年度森の力再生事業モニタリング調査業務委託」

(イ) 交付申請者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（交付申請者が法人の場合は、住所、法人名、担当部署、担当者氏名（役職）、電話番号、メールアドレス）

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、上記5により交付する入札参加資格確認申請書を上記2の担当部局に提出すること。なお、郵送又は電送によるものは受付しない。

(1) 提出期間

令和8年7月3日（金）から令和8年7月10日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年7月17日（金）午後2時00分

(2) 入札執行場所

〒434-0016 静岡県浜松市浜名区根堅2542の8

静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター本館2階研修室

(3) 入札方法

総価による。入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 現場説明会は、開催しない。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) 契約締結日は、上記7(1)入札執行日から7日以内の日とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により届出のあった富士山南麓土地改良区（富士市、沼津市）の退任した役員を次のとおり公告する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

役職	住所	氏名
理事	富士市大淵9055	長尾 芳弘

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

1 通知の要旨

令和8年5月29日静岡県告示第395号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
井上正教	駿東郡小山町桑木字池ノ沢北923の120	小山町役場
岩田法次	駿東郡小山町中日向字北山777の3、777の4	小山町役場

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木 康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木 康友

2 入札に付する事項

- (1) 入札番号 第15号
- (2) 件名 令和8年度資産管理ソフトウェアライセンス更新
- (3) 規格及び数量 仕様書による。
- (4) 納入期限 令和8年8月31日（月）
- (5) 納入場所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会教育DX推進課校務基盤班

- (6) 入札方法 総価による。郵送又は電送による入札は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「電子計算機」又は「コンピュータ用品」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 当該ソフトウェアライセンスを納入する能力を有する者であること。
- (4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により入札参加資格確認書類を令和8年7月17日（金）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）に入札説明書の配布場所に提出しなければならない。

5 仕様書及び入札説明書の配布期間、配布場所並びに配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和8年7月15日（水）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。

(2) 配布場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階

静岡県教育委員会教育DX推進課校務基盤班

電話番号 054-221-3239

E-Mail kyoui_dx@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 配布方法

上記(2)の配布場所宛てに、件名を「令和8年度資産管理ソフトウェアライセンス更新入札説明書送付依頼」として電子メールを送信すること。送信アドレス宛てに入札説明書等の電子データを送付する。

6 入札執行の日時及び場所

日時 令和8年7月24日（金）午前10時00分

場所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階教育委員会第1会議室

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は入札説明書による。

下記の物品の借入れについて、一般競争入札を行うので、静岡県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年静岡県規則第74号）第3条の規定に基づき公告する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

1 担当部局

〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県警察本部総務部会計課調度第一係

電話番号 054-271-0110 内線2244

2 競争入札に付する事項

- (1) 入札番号 第10032号
- (2) 賃借物品及び数量 SP-WAN端末 1,168台
- (3) 賃借物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 賃借期間 令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
- (5) 納入期限 令和9年2月28日
- (6) 納入場所 静岡県警察本部の指定する場所
- (7) 入札方法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 物品の貸付け後、修理、点検その他アフターサービスを貸付先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴

力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札関係書類の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和8年7月9日（木）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

上記1の場所において交付する。

(3) 交付方法

無償交付で行うものとする。

5 入札参加申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加申請書等を令和8年7月24日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、上記1の場所に提出すること。

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年8月24日（月）午前10時00分

(2) 入札の場所

静岡県警察本部（県庁別館）10階 第三会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限

令和8年8月21日（金）の午後5時00分（書留便に限る。）

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

7 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本契約は、長期継続契約とする。
- (3) 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
SP-WAN PC terminal equipment: 1,168
- (2) Term of lease:
From 1 March , 2027 to 29 February , 2032
- (3) Delivery place:
Locations designated in the specifications.
- (4) Time limit of tender:
By hand: 10:00 a.m. , 24 August, 2026.
By mail: 5:00 p.m. , 21 August, 2026. (Registered mail only)
- (5) Contact
Finance Division, General Affairs Department.
Shizuoka Prefectural Police Headquarters,
9-6 Ohte-machi, Aoi ward, Shizuoka City, Shizuoka Pref. , 420-8610 Japan.
Phone: 054-271-0110 ext.2244

下記の物品について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 調達内容

- | | | |
|----------------|-----------------------|------|
| (1) 購入物品及び予定数量 | 女性警察官用夏服上衣（長袖）（単価契約） | 261着 |
| | 女性警察官用夏服上衣（半袖）（単価契約） | 131着 |
| | 女性警察官用夏服ベスト（新型）（単価契約） | 153着 |
| | 女性警察官用夏服ズボン（新型）（単価契約） | 163本 |
| (2) 購入物品の特質等 | 入札説明書及び仕様書による。 | |
| (3) 契約期間 | 令和8年8月5日から令和9年3月31日まで | |
| (4) 納入場所 | 静岡県警察本部が指定する場所 | |
| (5) 入札方法 | 総価による。 | |

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

契約単価については、入札書に記載された単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（端数処理は行わない。）とする。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「繊維・被服」又は「百貨店・総合商社」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札者に求められる義務

- (1) 製造しようとする物品に必要とする生地及びエンブレムの供給を受けられることの証明書類（出荷引受証明書）、生地見本、落札後における縫製場所を示す書類（縫製工場引受書）及び製造しようとする物品の製品見本を令和8年7月24日（金）午後5時までに下記の場所に提出できること。

〒424-0055 静岡市清水区吉川373-1

静岡県警察本部総務部会計課装備管理室装備・被服係

電話番号 054-271-0110 内線757-2323

- (2) 提出書類の審査及び専門機関で行う製品見本の縫製検査結果により、当該物品を製造することができると認められた者であること。
- (3) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより静岡県警察職員の立会いの下に、検査に応じられること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できること。

4 入札説明書等の交付場所及び担当部局

- (1) 交付場所及び担当部局

〒424-0055 静岡市清水区吉川373-1

静岡県警察本部総務部会計課装備管理室装備・被服係

電話番号 054-271-0110 内線757-2323

- (2) 交付期間

公告の日から令和8年7月9日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札手続等

- (1) 入札執行日時

令和8年7月31日（金）午後2時00分

- (2) 入札執行場所

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県警察本部10階聴聞室（県庁別館内）

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 資格審査

静岡県の物品購入等に係る競争入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、所定の競争入札参加資格審査申請書を提出すること。

提出期限 令和8年7月16日（木） 午後4時

提出先 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県出納局用度課管理・印刷班

電話番号 054-221-3240

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

下記の物品について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木康友

1 調達内容

(1) 購入物品及び予定数量	女性警察官用冬服上衣	(単価契約)	120着
	女性警察官用冬活動服	(単価契約)	155着
	女性警察官用冬服ベスト（新型）	(単価契約)	130着
	女性警察官用冬服ズボン（新型）	(単価契約)	259本

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和8年8月5日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所 静岡県警察本部が指定する場所
- (5) 入札方法 総価による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

契約単価については、入札書に記載された単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（端数処理は行わない。）とする。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「繊維・被服」又は「百貨店・総合商社」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団

又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札者に求められる義務

- (1) 製造しようとする物品に必要な生地及びエンブレムの供給を受けられることの証明書類（出荷引受証明書）、生地見本、落札後における縫製場所を示す書類（縫製工場引受書）及び製造しようとする物品の製品見本を令和8年7月24日（金）午後5時までに下記の場所に提出できること。

〒424-0055 静岡市清水区吉川373-1

静岡県警察本部総務部会計課装備管理室装備・被服係

電話番号 054-271-0110 内線757-2323

- (2) 提出書類の審査及び専門機関で行う製品見本の縫製検査結果により、当該物品を製造できると認められた者であること。
- (3) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより静岡県警察職員の立会いの下に、検査に応じられること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できること。

4 入札説明書等の交付場所及び担当部局

- (1) 交付場所及び担当部局

〒424-0055 静岡市清水区吉川373-1

静岡県警察本部総務部会計課装備管理室装備・被服係

電話番号 054-271-0110 内線757-2323

- (2) 交付期間

公告の日から令和8年7月9日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時

令和8年7月31日（金）午後2時20分

- (2) 入札執行場所

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県警察本部10階聴聞室（県庁別館内）

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 資格審査

静岡県の物品購入等に係る競争入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、所定の競争入札参加資格審査申請書を提出すること。

提出期限 令和8年7月16日（木）午後4時

提出先 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県出納局用度課管理・印刷班

電話番号 054-221-3240

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和8年7月3日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 入札執行者

静岡県立静岡商業高等学校長 中村 正義

2 担当部局

〒420-0068 静岡県静岡市葵区田町七丁目90番地

静岡県立静岡商業高等学校 事務室

電話番号 054-255-6241

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第1号

(2) 業務名

令和8年度静岡市葵区・駿河区県立学校建築基準法第12条に基づく定期点検業務委託

(3) 業務場所

静岡県静岡市葵区田町地内 外

(4) 業務概要

静岡県立静岡高等学校、静岡県立静岡城北高等学校、静岡県立静岡東高等学校、静岡県立静岡西高等学校、静岡県立静岡農業高等学校、静岡県立静岡商業高等学校、静岡県立静岡中央高等学校、静岡県立するが視覚総合特別支援学校、静岡県立静岡聴覚特別支援学校、静岡県立静岡北特別支援学校、静岡県立中央特別支援学校、静岡県立静岡南部特別支援学校及び静岡県立駿河総合高等学校に係る建築基準法第12条に基づく定期点検（建築・建築設備）業務委託

(5) 業務期間

令和8年8月12日から令和9年1月29日まで

(6) 入札方法

総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格において、「建築関係建設コンサルタント業務」の業種区分について競争入札参加資格を有する者、又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

- (3) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 本業務のうち、定期点検を実施するにあたり検査資格者（一級建築士又は二級建築士の場合は1名以上、建築物調査員又は建築設備等検査員の場合は各1名以上）を正規従業員として有していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 仕様書、入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和8年7月17日（金）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

(2) 配布場所

上記2に同じ。

(3) 配布方法

無償交付で直接行うものとする。

6 入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を令和8年7月23日（木）午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に入札説明書の交付場所に提出すること。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年8月3日（月）午前11時00分

(2) 入札執行の場所

静岡県静岡市葵区田町七丁目90番地 静岡県立静岡商業高等学校 会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 入札参加者は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利業務を譲渡してはならない。ただし、契約締結後、書面により契約担当校の校長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(4) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(5) 契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。